

## 「船舶」に係る軽油引取税の課税免除特例措置の適用対象が縮小されます！

令和6年4月  
兵庫県

船舶に係る軽油引取税の課税免除の特例措置については、地方税法等の改正（施行日：令和6年4月1日など）により、一定のレクリエーション（業として行うものを除く。）の用に供する船舶（いわゆる「プレジャーボート」※）が適用対象から除外されます。なお、いわゆる「プレジャーボート」の使用者が令和7年3月31日までに当該船舶の動力源に供する軽油の引取りについては、課税免除されます。

※いわゆる「プレジャーボート」とは…釣りやクルージングなどのマリンレジャー等に使用されるレクリエーション用船舶のこと

### 船舶に係る免税軽油使用者証等の交付を受けている方へ

- ・ 令和7年4月1日以降も課税免除の特例措置の対象となる船舶について  
船舶を使用した事業を行っていることを確認させていただきます。手続方法等については決まり次第お知らせします。
- ・ 免税軽油使用者証及び免税証について  
令和7年4月1日以降、いわゆる「プレジャーボート」は免税軽油の対象外となり免税軽油は購入できなくなります。有効期限を過ぎた免税軽油使用者証及び免税証は速やかに県税事務所に返納してください。
- ・ 令和7年3月31日時点の在庫（残油）について  
令和7年3月31日時点の免税軽油の在庫（残油）は免税軽油使用者証記載の機械以外に使用することはできません。免税軽油を免税軽油使用者証記載の機械以外に使用する場合（積替えたエンジンで免税軽油を使用する場合を含む）や譲渡する場合は課税となり、事前の手続きや納税が必要になりますので、県税事務所へお問い合わせください。  
免税軽油使用者等に違反、不正等の行為があった場合は、罰則規定が設けられていますので注意してください。
- ・ 報告書等の提出について  
免税軽油の在庫（残油）がなくなるまでの期間については、免税軽油の引取り等に係る報告書等の提出が必要です。